

勝利の新聞

しばの勝利 連絡先 草加市北谷2-19-12 048(941)5150【FAX兼用】 第56号 平成29年6月
ホームページ <http://www.shibano.info/>

議会改革を進めています！

平成28年12月12日に議会改革特別委員会が設置され、委員長になりました。
今回は、議会改革の状況について、報告を致します。

【議会改革について議論した項目】

※1 議員の納税状況の公開について

※2 政務活動費の総額について

3 視察等のあり方について

4 傍聴券のあり方について

5 専決処分の取り扱いについて

6 議会広報・ホームページを所管する委員会の設置について

※7 大規模災害時の議員の行動について

8 議場のあり方について

この2項目は、引き続き検討中です。

なお、※印の3項目については、私が提案したものです。



1 埼玉県内初！ 議員の納税状況を ホームページで公開！

【議員の納税状況の公開について】

以前から「税により報酬を得ている議員が、納税の義務を果たすのは当然である」という考えのもと、公表をしてきませんでした。しかし、全国に目を向けると、当然ではないという事実があり、草加市としては早期に対応すべきと永年考えていました。この特別委員会でやっと実現ができました。

公表するのは、市・県民税、国民健康保険税、介護保険料、軽自動車税、固定資産税など、地方税に関わるものを公表します。なお、埼玉県内では初めての試みです。

2 政務活動費を4万円減額！

【政務活動費の総額について】

草加市は、毎月9万円（会派に所属している議員は、会派分と個人分の合計になります。例えば、会派4万円、個人5万円など）を限度として支給されていました。

昨今の政務活動費の用途について、様々報道されるようになりましたが、草加市はその用途については、かなり厳しく正確にしている先進市であると思っています。しかしながら全国20万

市民（草加市と同規模）自治体を参考にすると額が大きいと感じていました。議員報酬と政務活動費を両方見るべきとの議論もあります。確かに双方を単純にプラスすると同規模自治体では下位に位置しています。原則、報酬と政務活動費は別としてとらえる事が相当と考え、4万円を減額することで何とかまとまりました。

これに伴う影響額は、4万円×12か月×28人で、年間1,344万円、議員1.4人分の削減と同程度となります。

3 公費視察の廃止を実現！

【視察等のあり方について】

皆様ご案内のように、議会・委員会には、先進地である他市・他県へ伺い、その取り組みを研究してくるという制度があります。様々な意見がある中ですが、草加市議会は、会派でも視察に行っていました。また、全国市議会議長会が年に一度、研修会を行っており、それにも公費負担で派遣をしていました。しかしながら、政務活動費制度がはじまり15年を超え、そのあり方を検討した結果、**会派の公費視察を廃止、全国市議会議長会研修会への公費負担の派遣も取りやめることにしました。**なお、草加市では、海外への視察も廃止しています。

4 傍聴時の手続きを簡素化!

【傍聴券のあり方について】

議会を傍聴する際に傍聴券に住所、氏名を記入していただいておりますが、住所、氏名は記入しないように改めました。これは、原則公開である議会に、傍聴に来所してくださった方々に対し、その必要性があるのか疑問が生じていたためです。

5 早急に被害者の救済を!

【専決処分の取り扱いについて】

議会を開催する時間的余裕がない時に、市長が先に専決し、その後、直近の議会で報告するものです。草加市では、公務中の事故等があり、100万円以下の損害賠償の案件は専決処分してよいことになっています。これを、保険金で支払うのであれば、100万円以上でもよいのではないかと被害者のことも考え、早めに対応すべきではないかと検討しました。特別委員会では、一部の議員の理解が得られず、取り下げとなりました。

→ 委員会ではまとまらず、前向きな会派より本会議に議員提出議案として提出され、全員賛成にて上記決定しました。もう少し議論すべきでした。

6 「そうか市議会報」を

議員の手で作成!

【議会広報・ホームページ等を所管する委員会の設置について】

年に4回、市民の皆様配布している議会広報誌「そうか市議会報」やホームページの内容については、現在まで、基本的には議会事務局の職員が校正し、議会運営委員会で内容をチェックし、発行をしていました。しかし、市議会報を市民の皆様公表するのは、「議員自身でやるべきではないか?」、「補助として職員の手を借りるのが本来のあり方ではないか?」と検討してきましたが、一部の議員の理解を得られず、委員会としては取り下げとなりました。

→ やはり委員会ではまとまらず、上記5と同様、議員提出議案として提出され、賛成多数で決定されました。これにより、今後、皆様にお届けして

いる「そうか市議会報」は、議員主体で作成されたものとなります。

7 災害時の議員の役割を確認し、

行動を見直す!

【大規模災害時の議員の行動について】

現在の市の職員は、2つの災害時対応を図っています。

- ① 水防体制 (台風や集中豪雨)
 - 1号体制 → 建設部 1/2 の職員
 - 2号体制 → 建設部 全員
 - 3号体制 → 建設部、都市整備部 全員と各部局 1/2 の職員
 - 注意報発令時 → 建設部 2名と排水機場班 5名

② 震度5以上の地震

全職員

となっておりますが、議員に対しての対応がありません。しかし、災害時の情報収集や地域の状況、連絡等、対応すべき役割があると考え、現在検討中です。

8 新庁舎建設に向けて

無駄のない議事堂のあり方を検討!

【議場のあり方について】

現在の本庁舎を平成30年までに解体し、新たな庁舎を建てていく予定(平成31年度使用開始)の中で、議場をどのようにしていくかを話し合っています。

余談ですが、ここで本庁舎を建て直す際、西棟と繋ぎ、全ての部課所を集約するよう強く求めています。当初、平成28年秋に説明を受けたときは、第2庁舎に建設部、都市整備部を入れるとのことでした。これが暗黙の理解なのか? 当たり前のように話が進んでいました。

私は、第2庁舎のあり方についての際、議員ではなかったため、その間の流れを知りませんでした。どう考えても新たに建てるのであれば、ワンストップサービスをするべきであり、強く言い続けています。(第2庁舎の利用方法は別に考える)

以上、大まかな報告をさせて頂きました。これからも必要な改革を進め、草加市議会が少しでも理解してもらえる様、努めていきたいと考えております。

きりと



皆様のご意見をお聞かせください。
